

沖縄県土地利用審査会条例

(昭和49年10月21日条例第35号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第10項の規定に基づき、沖縄県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 員)

第3条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会 議)

第4条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、規制区域の指定もしくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決は、委員の総数の過半数で決する。

(補 則)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。